

医推第3589号
令和4年3月31日

(一社)岡山県病院協会長
(一社)岡山県歯科医師会長
(一社)岡山県歯科技工士会長
(各通)

殿

岡山県保健福祉部長

「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令」の公布について

保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、別添写しのとおり、厚生労働省医政局長から通知がありましたので、その内容について御了知いただくとともに貴会所属の会員への周知方お願いします。

なお、本通知につきましては、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

(ホームページ)

【岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ】

<http://www.pref.okayama.jp/site/361/>